

質問予定事項

- 1 不動産賃貸借の実務において、現実に賃借人（主債務者）に代わって家賃債務を支払う事例は、どの程度の割合で存在しますか。
- 2 家賃債務に関する保証の求償権について保証人を求めない場合はありますか。
もし保証人を求めない場合があるのであれば、それが例えばどのような事例であるかを御教示ください。また、おおむねどの程度の割合で存在するのも御教示ください。
- 3 求償権について保証人が存在する場合、賃借人（主債務者）と保証人との関係には、どのようなものがありますか。親族関係であることが多いなど、具体的に御教示ください。
- 4 求償権についての保証人が個人である場合に、現実に保証人に対して求償を求める事例は、どの程度の割合で存在しますか。
- 5 求償権についての保証人が個人である場合に、家賃債務保証会社と保証人との間で求償権についての保証責任をめぐる紛争が生じた事例はありますか。
もし家賃債務保証会社と保証人との間で求償権についての保証責任をめぐる紛争が生じたことがあるのであれば、その紛争の内容について御教示ください。
- 6 根保証に関しては、平成16年の民法改正により、主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（貸金等債務）が含まれるもの（貸金等根保証契約）については、限度額を定めることが必要となるとともに、保証期間は最長でも5年に制限され、当事者の合意なしにはその期間の更新ができないことになりました。
仮に、このような規制を家賃債務に関する保証にも及ぼす場合には、どのような影響が生じると考えられますか。